

模擬国会の実践プログラム

—少年法の一部を改正する法律（平成26年法律第23号）を素材に—

横大道 聡 [鹿児島大学教育学部(社会科教育)]・岡田 順太 [白鵬大学大学院法務研究科]
岩切 大地 [立正大学法学部]・大林 啓吾 [千葉大学大学院専門法務研究科]
手塚 崇聡 [椋山女学園大学現代マネジメント学部]

Moot diet practice program: based on the act for partial amendment to the juvenile act (Act No. 23, 2014)

YOKODAIIDO Satoshi・OKADA Junta・IWAQUILLI Daichi・OBAYASHI Keigo・TEZUKA Takatoshi

キーワード：模擬国会、高大接続、憲法教育、立法過程、能動的学修

1. はじめに

筆者らは、これまで数年にわたり、大学における法学・憲法教育、さらには人権教育を営みあるものにするために、高大接続の教育の必要性・重要性を意識しながら、「模擬国会」というロールプレイ方式の教育方法に着目してきた。そして、それを大学の授業において実践し、その開発を試みると同時に、模擬国会という教育方法が有する初等・中等教育における意義も明らかにして、この方法を用いた教育の重要性を主張してきたところである（後掲の「資料」参照）。

しかし、模擬国会を実践してみたいという興味関心があっても、実際にそれを行うためには相当の準備が求められるため、なかなか即座に実践することは困難であることも事実である。模擬国会を実践するには、参議院が実施している参議院特別体験プログラム (http://www.sangiin.go.jp/japanese/taiken/t_program/t_program.html) を利用するのが最もよい方法であると考えられるが、参議院まで足を運ばなければならないという距離的・時間的な問題もあり、すべての人が気軽に利用できるわけではない。

そこで今回は、模擬国会で用いるモデル・プログラム（台本）を作成することにした。

2. 台本について

模擬国会用の台本は、参議院特別体験プログラムでも数種類の模擬法案が用意されているが (http://www.sangiin.go.jp/japanese/taiken/t_program/mogi.html)、我々が作成したものは、高等学校や

大学等での学習を想定して、それよりも若干難易度を上げている。

台本の素材としたのは、「少年法の一部を改正する法律案」である。同法律案は、平成26年2月7日に衆議院に提出、同年3月18日の衆議院法務委員会への付託、同28日の同委員会での可決を経て、同年4月1日に衆議院本会議で可決。翌日、参議院法務委員会に付託され、同10日に可決、そして参議院本会議で翌日11日に可決され、同18日に公布されたものである（平成26年法律第23号）。台本の作成に当たっては、参議院の会議録を用いた。適宜、加除修正を加えたが、現実の国会討論をゆがめることなく再現させたいものである。

この台本を用いた模擬国会の所要時間は、おおむね30分から40分である。工夫次第で人数の増減は可能であるが、さしあたり参加人数の合計を18名としている（必要最小人数、すなわち、セリフのある役の数は13人に設定）。この人数設定にしたのは、模擬国会にリアリティを持たせるために必要であったことに加え、グループワークの適正人数でもあり、大学の演習クラスのだいたいの人数にも近いことなどがその理由である。

3. 実践に際しての留意点

ここでいくつか、模擬国会を実践する際に留意すべき事項を指摘しておきたい。

第一に、模擬国会の第一次的な目的は、立法過程の理解・把握に置かれている。したがって、ここで行われる議論内容のみに目が奪われることの

ないように適宜注意を喚起する必要がある。ただ一方で、議論内容を理解することにより、基礎的な知識及び技能を習得し、さらに相手方を説得する表現力や技術を養うという教育効果も重要である。

第二に、いきなり事前学習もなく、模擬国会のロールプレイをさせるよりも、立法過程に関してある程度の事前学習をしておいたほうがよいと考えられる。教師が説明してもよいが、簡潔かつ要点を押さえたものとして、参議院ウェブサイト (<http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/movie/index.html>) から閲覧できる映像資料が便利である。

第三に、今回用意した台本のように、ある程度の専門的知識——例えば、少年審判の基本的な流れ、付添人、虞犯少年など——が要求される場合、立法過程についての事前学習のみならず、専門的知識に関する事前学習も必要であり、それが欠けてしまうと、立法過程そのものの理解も進まないと考えられる。その理解を深める資料として、法務省ウェブサイトに掲載された本法案およびその概要説明を利用してもらいたい (http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00085.html)。

第四に、体験学習には雰囲気作りも不可欠であり、

台本に書かれた内容を棒読みするのではなく、実際に国会議員になりきって発言させる、ということも重要である。そして、聴衆の観覧に耐えうる「模擬」を実践させるためにも、事前に台本内容や自分に割り振られた役割をきちんと理解させておく必要がある。

最後に、模擬国会を一過性のイベントとしないことである。そのためには、模擬国会を授業等のなかに適切に位置づけることが肝要である。特に本台本を高等学校の授業で用いる場合には、学習指導要領との関連を意識する必要がある。さらに、事前・事後に振り返り学習の機会を確保することが重要であると考えられる。

4. おわりに

以上、模擬国会の実践にあたっての留意点を示した。この台本により、立法過程の学習が広く行われ、多くの生徒、学生が立法過程の重要性を理解することになればと願う。なお、次ページに資料として、関連する我々の業績を挙げておいたので、適宜参照いただきたい。

本取組みに対して、忌憚のないご意見ご批判を賜れば幸いである。

資料

「高大接続の憲法教育」に関するもの

- ①横大道聡・岩切大地・大林啓吾・手塚崇聡「高大接続の憲法教育に向けての一考察——高校教科書の憲法学に関する調査の予備作業として」鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要 20 号（2010 年）1 頁。
- ②岩切大地・大林啓吾・横大道聡「高校政経教科書からみる憲法教育への示唆——高大接続の憲法教育に向けて」立正大学法制研究所研究年報 16 号（2011 年）3 頁。
- ③岩切大地・岡田順太・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡「大学入学時における憲法学習状況の実態調査——高大接続の憲法教育に向けて」立正大学法制研究所研究年報 19 号（2014 年）3 頁。
- ④横大道聡・岡田順太「高等学校『現代社会』教科書の記述内容に関する一考察——憲法学の視点から」教科書フォーラム 12 号（2014 年）59 頁。

「模擬国会」に関するもの

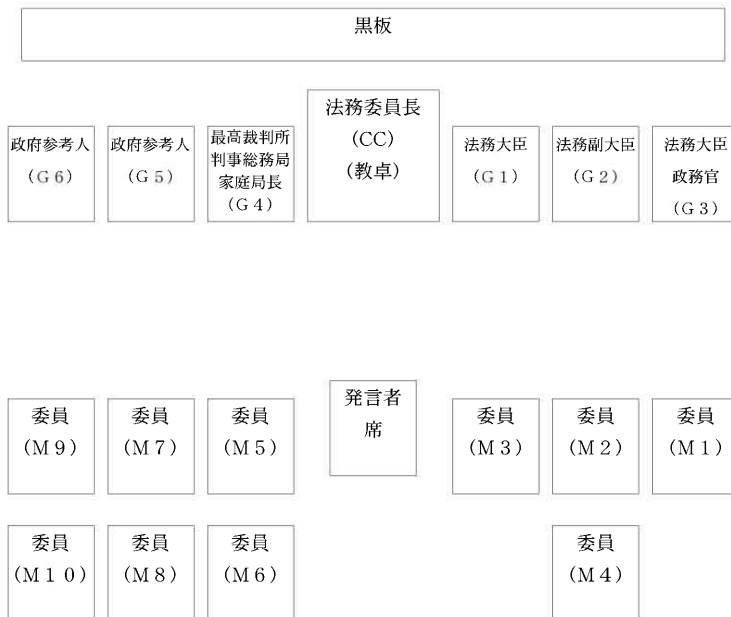
- ①岡田順太「模擬国会のすすめ——立法政策論の実践的構築の試み」総合政策論集 6 巻 1 号（2007 年）133 頁。
- ②岡田順太「模範議会 2010——記録と資料」白鷗大学論集 26 巻 1 号（2011 年）391 頁。
- ③岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡「模範議会 2011——記録と資料」白鷗大学論集 27 巻 1 号（2012 年）353 頁。
- ④岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡「国会質疑の技法——模範議会 2012 の手引き」白鷗大学論集 27 巻 2 号（2013 年）255 頁。
- ⑤岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡「模範議会 2012——記録と資料」白鷗大学論集 28 巻 1 号（2013 年）377 頁。
- ⑥横大道聡・岡田順太・岩切大地・大林啓吾・手塚崇聡「模擬国会の教育的意義——初等・中等教育における実践を中心に」鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要 23 巻（2014 年）1 頁。
- ⑦手塚崇聡・岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡「模擬国会を通じた『能動的法学学修』の試み——シンポジウムの報告」現代マネジメント学部紀要（相山女学園大学）11 巻（2014 年）43 頁。
- ⑧岡田順太・横大道聡「法学教育における能動的学修プログラムの開発——模擬国会を用いた臨床法学教育の試み」平成 25 年度文教協会調査研究助成金対象事業研究報告書（2014 年）。
<http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/pub/gikai/140825report01.pdf>

その他、法学・憲法教育に関連するもの

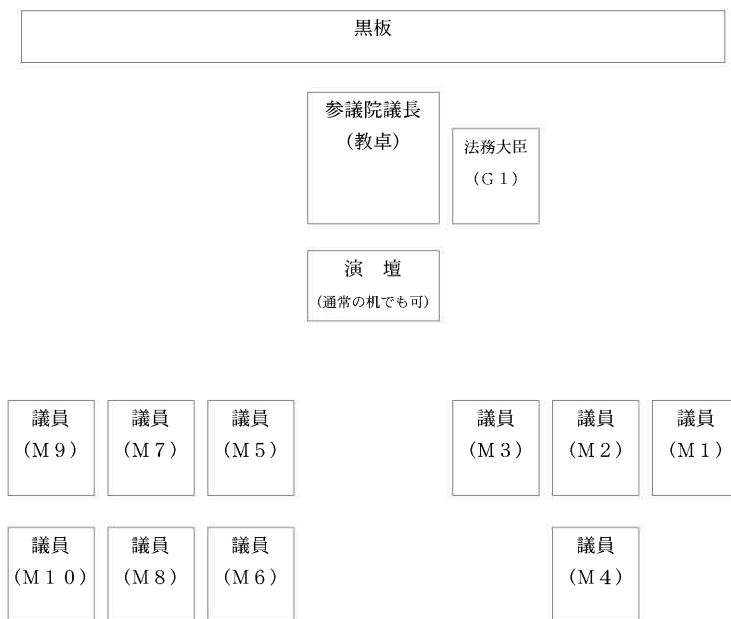
- ①大林啓吾・岩切大地・横大道聡「大学教育におけるメディア・リテラシー——法学教育における情報使用をめぐる諸問題」帝京大学情報処理センター年報 11 号（2009 年）75 頁。
- ②大林啓吾・岡田順太・岩切大地・横大道聡「法学教育における模擬裁判の実践——漫画規制を通して憲法問題を考える」帝京大学情報処理センター年報 14 号（2012 年）65 頁。
- ③岡田順太「法学の立場から考える『臨床』」日本臨床政治学会ニュース・レター 8 号（2012 年）7 頁。

模擬国会用・座席配置図案

模擬委員会配置図案



参議院本会議配置図案



参議院法務委員会（模擬委員会）

【役 割】委員長（CC）・委員（M1～M10）・法務大臣（G1）・法務副大臣（G2）・法務大臣政務官（G3）・最高裁判所事務総局家庭局長（G4）・政府参考人（G5～G6）

（※合計17名（発言者は12名））

【議 案】少年法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

【会 派】会派1 自由立憲党（M1～4）与党

会派2 民主国民党（M5～7）野党

会派3 社会労働党（M8～10）野党

事 項	発言者	内 容
委員長挨拶	委員長	ただいまから法務委員会を開会いたします。
		<p>〔委員長、起立〕 この際、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>この度、法務委員長に選任されました〔CC 〕でございます。委員会の公正かつ円満な運営に努め、その重責を果たしてまいりたいと存じます。皆様方のご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>〔M1～M10、拍手。〕</p> <p>〔委員長、着席。〕</p>
政府参考人出席要求に関する件	委員長	<p>政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。</p> <p>少年法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、警察庁生活安全局長〔G5 〕君 及び、法務省刑事局長〔G6 〕君 を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することにご異議ありませんか。</p> <p>〔M1～M10、「異議なし」と呼ぶ。〕</p> <p>ご異議ないと認め、さよう決定いたします。</p>
趣旨説明	委員長	<p>少年法の一部を改正する法律案を議題といたします。</p> <p>政府から趣旨説明を聴取いたします。</p> <p>〔G1、「委員長」と呼び、挙手する。〕</p> <p>〔委員長、「〔G1（姓のみ） 〕法務大臣」と呼ぶ。〕</p>
	法務大臣（G1）	<p>ただいま議題となりました、少年法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。</p> <p>少年審判において適正な事実認定が行われる必要があり、また非行事実の存否が的確に判断され、それに対する適切な処遇が決定される必要があります。また少年の刑事裁判では、適切な科刑が必要であります。現行法の科刑の範囲では適切にそれを行うことが困難な事案があると指摘されております。そこで、この法律案は、少年審判の適正化と充実化、また少年の刑事裁判における科刑の適正化を図るため、少年法を改正しようとするものであります。</p> <p>その内容の概要につきましては、副大臣よりご説明申し上げます。</p> <p>〔G2、「委員長」と呼び、挙手する。〕</p> <p>〔委員長、「〔G2（姓のみ） 〕法務副大臣」と呼ぶ。〕</p>

	法務副大臣 (G2)	<p>次にこの法律案の内容についてご説明いたします。</p> <p>第一に、少年審判手続において、弁護士と検察官が関与できる事件の範囲を、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪に拡大するものとしております。</p> <p>第二に、刑事裁判における科刑の適正化を図るために、少年に適用される不定期刑の規定の上限を5年引き上げ、長期の上限を15年、短期の上限を10年とするなどの整備をするとともに、18歳未満に対して無期刑を緩和して有期刑にするという現行規定についても、その有期刑を20年の範囲内で言い渡すことができるものとしております。このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が本法律案の内容であります。何卒慎重にご審議の上、速やかにご賛同賜らんことをお願いいたします。</p>
質疑①	委員長	<p>これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次ご発言願います。</p> <p>〔M1、発言者席に座り、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M1 君」と呼ぶ。〕 〔M2～M4、拍手〕</p>
	委員 (M1)	<p>自由立憲党の〔M1 〕です。早速、質問に入らせていただきます。少年法では、少年が罪を犯して処分される場合の量刑は成人よりも軽くなっていますが、その理由をお聞かせください。</p> <p>〔G1、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「〔G1 (姓のみ) 〕法務大臣」と呼ぶ。〕</p>
	法務大臣 (G1)	<p>少年は、一般的に心身が未成熟であり、また人格形成過程にあることから可塑性に富んでおり、悪に染まりやすい反面、教育による改善更生の効果が、成人より期待されるという特性を持っているため、現行法では成人よりも教育を重視した、また成人よりも緩和された刑を科しているものと考えられます。</p> <p>〔M1、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M1 君」と呼ぶ。〕</p>
	委員 (M1)	<p>罪に見合う刑というのは非常に難しい問題だと思いますが、今回の改正で上限が引き上げられることによって、少年によっては社会で暮らした時間よりも服役中の時間が長くなってしまい、心身の成長著しい時期に社会から隔離されれば、逆に再犯の可能性が高くなってしまわないでしょうか。ご認識をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>〔G3、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「〔G3 (姓のみ) 〕法務大臣政務官」と呼ぶ。〕</p>
	法務大臣 政務官 (G3)	<p>お答えいたします。少年受刑者に対しては教育的働きかけが行われて、社会復帰するプログラムが用意されたり、更生のための処遇の努力がなされています。そのため、長期受刑によって少年の健全育成が害され、社会復帰が困難となり、再犯が増えるというご懸念は必ずしも当たらないのではないかと思います。</p> <p>〔M1、「終わります」と述べ、退席。〕 〔M2～M4、拍手〕</p>
	質疑②	委員長

		〔M 2、発言者席に座る。〕
		次に〔M 2 〕君。 〔M 2、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M 2 君」と呼ぶ。〕 〔M 1・M 3・M 4、拍手。〕
委員 (M 2)		自由立憲党の〔M 2 〕です。今回の少年法改正案では、刑事裁判だけでなく少年審判でも制度の変更がなされていますが、なぜ少年審判の段階から弁護士である国選付添人 <small>つきぞいじん</small> が必要なのでしょうか。 〔G 3、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「〔G 3 〕大臣政務官」と呼ぶ。〕
法務大臣 政務官 (G 3)		少年審判は再犯を抑えて更生させ、社会復帰させることが一番のポイントですが、審判官と少年とが対面で話をするケースでは、非常に圧迫感があることが想定されます。その一方で、国選付添人と検察官が審判官を含めて話をする中で、少年の将来のことを話す環境づくりをしていく必要があるという背景から、この法律を作らせていただいたわけであります。加えて、国選付添人については少年側の立場から主張や立証を尽くす活動を行うのみならず、将来を考えて環境調整を行うことが期待されているわけであります。これらのことから、少年による再犯、再非行防止につながることを私どもでは期待しているところであります。 〔M 2、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M 2 君。」と呼ぶ。〕
委員 (M 2)		よく理解できました。ただなぜすべての事件に拡大しなかったのでしょうか。そうした限定をされた理由はどういったところにあるのでしょうか。 〔G 3、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「〔G 3 〕大臣政務官」と呼ぶ。〕
法務大臣 政務官 (G 3)		お答えします。現行では国選付添人制度の対象となっていない事件には、複雑な事案や過失の認定が難しい事案などが含まれています。そのことから、証拠の収集や適正な事実認定を行うなどのために、国費によって弁護士である付添人を少年審判に関与させることが適当な場合があるため、対象事件の拡大をさせていただいております。その一方で、その拡大に当たっては予算措置が伴いますので、国民の理解と納得を得られるであろうと考えられる対象事件の範囲として、今回の事件までに拡大したものでございます。 〔M 2、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M 2 君」と呼ぶ。〕
委員 (M 2)		今回の改正案では、付添人制度の対象拡大だけでなく、少年審判に検察官が関与する対象の事件の拡大も盛り込まれています。付添人と併せて検察官関与制度の対象事件を拡大した理由についてお聞かせください。 〔G 6、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「法務省〔G 6 (姓のみ) 〕刑事局長」と呼ぶ。〕
法務省刑 事局長 (G 6)		まず検察官関与制度ですが、これは平成 12 年の改正で導入されたものです。審判が裁判官と少年側の者のみが関与する手続きで行われることについて、裁判官と少年側が対峙する状況があり得ることや、被害者から見れば少年側の言

		い分だけが聞かれているのではないかという不信の念がみられたことから、国民の信頼の確保と事実認定の一層の適正化のために、付添人制度と同時に設けられました。このたびのように、付添人の対象事件を拡大させますと、個別の事件で検察官が関与できないことになる可能性があるため、検察官関与制度の対象事件も拡大することといたしました。
		〔M 2、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M 2 君」と呼ぶ〕
委員 (M 2)		どうもありがとうございました。終わります。 〔M 1・M 3・M 4、拍手〕 〔M 2、退席。〕
質疑③	委員長	以上で、〔M 2 〕君の質疑は終了いたしました。 〔M 5、発言者席に座る。〕
		次に〔M 5 〕君。 〔M 5、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M 5 君」と呼ぶ。〕 〔M 6・M 7、拍手〕
委員 (M 5)		民主国民党の〔M 5 〕です。国選付添人の範囲を広げることに賛成なのですが、それと抱き合わせで、検察官関与の拡大、あるいは刑のいわゆる厳罰化という内容には、全部賛成とはいかないのが立場であります。上限を上げるということは、結局、少年の刑の科刑が成人科刑との比較で、全体が底上げされるじゃないか、つまり厳罰化になるんじゃないでしょうか。
		〔G 2、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「〔G 2 (姓のみ) 〕法務副大臣」と呼ぶ。〕
法務副大臣 (G 2)		無期刑の後には10年であるというのは、いかにも乖離があり過ぎるということで、裁判実務の面でもそういった批判がありましたので、今回はその間を、今のような間を埋めようということが主たる考えでございまして、全体を重くしようと考えているわけではありません。
		〔M 5、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M 5 君」と呼ぶ。〕
委員 (M 5)		刑の間を埋めるということだけでなく、今回、無期懲役で処断するときに、これを有期刑にするときには、これまで最長15年だったものを20年に引き上げるわけですね。これはもう明らかに厳罰化じゃないんでしょうか。
		〔G 2、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「〔G 2 (姓のみ) 〕法務副大臣」と呼ぶ。〕
法務副大臣 (G 2)		いや、そこは必ずしも私はそのようには考えておりません。
		〔M 5、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M 5 君」と呼ぶ。〕
委員 (M 5)		あまり言葉のやり取りをしてもしょうがないので、そもそも刑を引き上げるだけの必要性が今あるのかという点について、指摘させていただきます。 警察庁にお訪ねするのですが、殺人、強盗、放火、強姦を含めて凶悪犯の状況についてご説明いただけますでしょうか。
		〔G 5、「委員長」と呼び、挙手する。〕

<p>警察庁生活安全局長 (G5)</p>	<p>〔委員長、「警察庁〔G5（姓のみ）〕生活安全局長。〕と呼ぶ。〕</p> <p>お答えいたします。刑法犯で検挙されました14歳以上の少年の検挙人員は、20年前の平成6年には13万1268人、その後10年間若干の増減を経て、平成16年以降は10年連続で減少しており、平成25年は5万6469人と、20年前の半数以下にまで減少しております。凶悪犯あるいは粗暴犯全体の検挙人員も、20年前に比べますとおおむね半減しておりますけれども、最近では減少基調に下げ止まりが見られ、特に殺人に関しましては、この10年間を見ましてもほぼ横ばいの状況が続いているというような状況でございます。</p> <p>〔M5、「委員長」と呼び、挙手する。〕</p> <p>〔委員長、「M5 君」と呼ぶ。〕</p>
<p>委員 (M5)</p>	<p>こういうふうな少年による非行や犯罪が減少しているという状況の中で、少年の刑を引き上げる必要性があったのかなと、むしろないか、乏しいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。</p> <p>〔G6、「委員長」と呼び、挙手する。〕</p> <p>〔委員長、「法務省〔G6（姓のみ）〕刑事局長」と呼ぶ。〕</p>
<p>法務省刑事局長 (G6)</p>	<p>今回の改正自体は、少年犯罪の凶悪化や犯罪の増加に対処するためのものではありません。今回の改正につきましては、これまでの運用状況の中で支障がある部分や適正な量刑をすることができないところを是正するために、上限の引き上げをしているわけでございます。</p> <p>〔M5、「委員長」と呼び、挙手する。〕</p> <p>〔委員長、「M5 君」と呼ぶ。〕</p>
<p>委員 (M5)</p>	<p>やはり、少年を非行に走らせる前に、そうしたことがないようにということが一番だというふうに思います。先ほど警察庁にお尋ねしました、少年の犯罪が減っているということですが、更にこの少年の非行を減少させるということについて、取組状況あるいは今後の方針について御説明をお願いいたします。</p> <p>〔G5、「委員長」と呼び、挙手する。〕</p> <p>〔委員長、「警察庁〔G5（姓のみ）〕生活安全局長。〕と呼ぶ。〕</p>
<p>警察庁生活安全局長 (G5)</p>	<p>お答えいたします。私ども、少年非行の要因といたしまして、少年自身の規範意識の低さやコミュニケーション不足などが考えられ、それを助長する要因として、家庭や地域社会の教育機能の低下や、少年が孤立し、疎外感を抱いている現状があるというふうに考えているところでございます。そこで、警察におきましては、少年の規範意識の向上と社会とのきずなの強化を図るため、問題を抱えた少年等に対して指導、助言を行ったり、少年警察ボランティアや関係機関等と協働し、社会奉仕体験活動や農業体験活動等への参加促進、あるいは就学、就労等の支援を行う、少年に手を差し伸べる立ち寄り支援活動を推進しておりますほか、低年齢少年やその保護者を対象とした非行防止教室を開催するなど、非行少年を生まない社会づくりを全国警察を挙げて推進をしているところでございます。</p> <p>この結果、非行を繰り返し、不登校でありました中学生が、将来の目標を持ち、在籍する中学校に登校するようになり、希望する専門学校への合格を果たしたなどの成果が見られるところであり、今後ともこのような取組を進めてま</p>

		<p>いりたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>〔M5、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M5 君」と呼ぶ。〕</p>
委員 (M5)		<p>是非しっかり取り組んでいただきたいと思います。終わります。</p> <p>〔M6・M7、拍手。〕 〔M5、退席。〕</p>
質疑④	委員長	<p>以上で、〔M5 〕君の質疑は終了いたしました。</p> <p>〔M8、発言者席に座る。〕</p> <p>次に〔M8 〕君。</p> <p>〔M8、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M8 君。」と呼ぶ〕 〔M9・M10、拍手〕</p>
	委員 (M8)	<p>社会労働党の〔M8 〕です。大臣、今回、国選付添人の対象事件を拡大するというに当たって、国選付添人にどのような役割を期待されるか、その点をお尋ねしたいと思います。</p> <p>〔G1、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「〔G1 (姓のみ) 〕法務大臣。」と呼ぶ。〕</p>
	法務大臣 (G1)	<p>国選付添人には、非行事実の認定手続きにおいて少年側の立場から主張や立証を尽くす活動を期待することができます。また少年の既往先や就労先の確保と言った環境調整活動が期待できます。それから、被害弁償等に向けた活動も期待されているところでございます。こういう役割は改正前後で変わるころはないと考えております。</p> <p>〔M8、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M8 君。」と呼ぶ。〕</p>
	委員 (M8)	<p>大臣からお話のあった役割からすれば、重大事件に限らずに身柄を拘束された全事件に付けられるのが一番良いかもしれません。捜査段階で逮捕、勾留されていたこと、被疑者国選弁護人が選任されていて国選付添人への選任を求めていることといった事情を考慮に入れた方が制度の趣旨に沿うと思うのですが、家庭局長、いかがでしょうか。</p> <p>〔G4、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「最高裁判所〔G4 (姓のみ) 〕家庭局長」と呼ぶ。〕</p>
	最高裁判 所家庭局 長 (G4)	<p>最終的には、あくまで法文上にありますように、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、総合的に判断する、そして個別の事案において判断するものと考えております。</p> <p>〔M8、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M8 君」と呼ぶ。〕</p>
	委員 (M8)	<p>日弁連の努力も積み重ねられて、少年審判で多くの付添人がつけられているという、そういう到達をつくりだしてきていると思うんですね。別の角度でお伺いしますが、裁判官の判断が予算の残高といった財政的理由で左右されることなど考えられないと思いますが、いかがですか。</p> <p>〔G4、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「最高裁判所〔G4 (姓のみ) 〕家庭局長」と呼ぶ。〕</p>

<p>最高裁判所家庭局長 (G4)</p>	<p>お答えします。国選付添人の選任の判断は、個別の事案における裁判官の判断事項ではございますが、予算の残高などの財政的な事情は考慮要素になっていないというふうに承知しております。</p> <p>〔M8、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M8 君」と呼ぶ。〕</p>
<p>委員 (M8)</p>	<p>大臣、実際の運用で予算が不足してくれば、もちろん必要な手当てがなされるものと思いますが、いかがですか。</p> <p>〔G1、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「〔G1(姓のみ) 〕法務大臣」と呼ぶ。〕</p>
<p>法務大臣 (G1)</p>	<p>平成26年度予算で国選付添事業経費については、約5億6900万を確保しているわけですが、昨年度よりも増加しているの、これで十分対応でき、委員のおっしゃるようなご懸念は当たらないんじゃないかと思えます。ただ万が一そういう事態に陥った場合は、必要な予算上の手当てについて適切に対処しなければならぬと思えます。</p> <p>〔M8、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M8 君」と呼ぶ。〕</p>
<p>委員 (M8)</p>	<p>次に、更なる対象事件の拡大についてお尋ねしたいと思うのですが、今回の法案では対象外となっていますが、国選付添人制度を^{少年}虞犯少年にも拡大することを目指すべきではないですか。</p> <p>〔G2、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「〔G2(姓のみ) 〕法務副大臣」と呼ぶ。〕</p>
<p>法務副大臣 (G2)</p>	<p>虞犯事件自体は、罪を犯した少年と比較して、社会的に重要である、または重要な事件であるとまで言えず、身柄を拘束されることもないという状況でございます。家裁送致後に観護措置をとられた少年の^{少年}虞犯事件についてまで、その範囲を拡大すべき必要性は、まだ明らかではないと考えております。</p> <p>〔M8、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M8 君」と呼ぶ。〕</p>
<p>委員 (M8)</p>	<p>いまだ明らかではないというのはどうかと思いますね。国連子どもの権利委員会から、2000年の法改定以降3回の勧告がなされているのはご存知かと思いますが、総括所見で、少年司法がまだ条約の原則及び規定と適合していないと厳しく指摘されているわけです。私は^{少年}虞犯への対象拡大や身柄拘束を受けている少年すべてに国の責任で付添人を付していく、こうした方向が国連子どもの権利条約に沿うのではないかと思うんですが、大臣はいかがですか。</p> <p>〔G3、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「〔G3(姓のみ) 〕法務大臣政務官。」と呼ぶ。〕</p>
<p>法務大臣政務官 (G3)</p>	<p>国連の児童の権利条約の解釈については外務省の所管事項でございますので余り踏み込んだことは申しませんが、全ての少年事件に付添人を付すことを義務付けることまで求めているというふうには理解しておりません。</p> <p>〔M8、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M8 君」と呼ぶ。〕</p>
<p>委員 (M8)</p>	<p>義務付けるかどうかは別として、そうした法的援助を提供することという勧告の意味をもっと政府部内でも国会でも深め、議論をしていく必要があると思</p>

	うんですね。子どもの権利委員会の勧告のなかには、法に抵触した子どもに認められている手続的保障が制度的に実施されていないため、特に自白の強要及び不法な捜査実務が行われているという指摘があります。家庭局長、いかがでしょうか。
	<p style="text-align: center;">〔G 4、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「最高裁判所〔G 4（姓のみ）〕家庭局長」と呼ぶ。〕</p>
最高裁判所家庭局長 (G 4)	少年審判を担当する裁判官において適正な審理を行うということはもちろんでございますが、個々具体的な事件における裁判官の審判指揮に関わる問題でございますので、事務当局の立場として、コメントは控えたいと思います。
	<p style="text-align: center;">〔M 8、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M 8 君」と呼ぶ。〕</p>
委員 (M 8)	家庭局長の法曹としての認識も是非御答弁いただきたいと思うんですね。そうした少年審判の構造を変えない前提で、検察官を出席させる裁判官の決定については、非行事実を認定するための審判の手続きに、検察官が関与する必要があると裁判官が認めたときにできるとされております。ただ、非行事実には争いがあるという場合なんです、この非行事実の争いといっても様々なんですよね。とりわけ犯罪の成立そのものには重大な影響を及ぼさないような場合、言わば構成要件の主要な事実には争いがない場合、検察官の関与の裁判所にとっての必要性はないんじゃないんですか、局長。
	<p style="text-align: center;">〔G 4、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「最高裁判所〔G 4（姓のみ）〕家庭局長」と呼ぶ。〕</p>
最高裁判所家庭局長 (G 4)	検察官関与をさせるかどうかは個別の事案における裁判官の判断事項ではございますが、法律の要件に照らし、必要と判断した場合に検察官を関与させており、全ての否認事件に検察官を関与させているわけではないと承知しております。
	<p style="text-align: center;">〔M 8、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M 8 君」と呼ぶ。〕</p>
委員 (M 8)	審判で自白の任意性や信用性がないのではないかとということが問題となっているときに、その自白調書を作成した検事が審判廷に在廷するということが自体が、少年を萎縮させ、審判廷の真摯な対話を壊すとともに、裁判所の適正な事実認定を阻害すると、そういうことになるんじゃないんですか。私は、運用としてでも、少なくとも捜査検事の関与は認めてはならないのではないかと思います、いかがです。
	<p style="text-align: center;">〔G 4、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「最高裁判所〔G 4（姓のみ）〕家庭局長」と呼ぶ。〕</p>
最高裁判所家庭局長 (G 4)	個別の審理の在り方に関する御質問でございますので、事務当局としてはお答えを差し控えたいと思います。
	<p style="text-align: center;">〔M 8「委員長」と呼び、挙手する。〕</p>
委員長	〔M 8（姓のみ）〕君に申し上げます。時間が過ぎておりますので、質疑を終えてください。
	<p style="text-align: center;">〔M 8、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M 8 君」と呼ぶ。〕</p>

	<p>委員 (M 8)</p>	<p>先ほど国選付添人の裁量的判断の要素や方向性についてはお話しになったじゃないですか。なぜこの検察官関与のありようについては口をつぐむんですか。これが今後どんなふうに応用されるのかというのは、裁判官の判断に懸かっているわけでしょう。その認識でいいんですか、局長。</p>
		<p>〔G 4、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「最高裁判所〔G 4（姓のみ） 〕家庭局長」と呼ぶ。〕</p>
	<p>最高裁判所家庭局長(G 4)</p>	<p>検察官関与をさせるかどうかにつきましては、これまで説明がありますとおり、個別の事案における裁判官の判断事項ということでございます。</p>
<p>討 論</p>	<p>委員長</p>	<p>以上で、〔M 8 〕君の質疑は終了いたしました。 〔M 8、退席。M 9・M 10、拍手。〕</p> <p>他にご発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。</p> <p>〔M 9、発言者席に移動。〕</p> <p>これより討論に入ります。 御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。 〔M 9、「委員長」と呼び、挙手する。〕 〔委員長、「M 9 君」と呼ぶ。〕 〔M 8・M 10、拍手。〕</p>
	<p>委員 (M 9)</p>	<p>私は、社会労働党を代表して、少年法一部改正案に反対の討論を行います。〔M 8・M 10拍手。〕</p> <p>本法案の少年審判における国選付添人制度の拡大は当然の方向です。さらに、虞犯、そして全ての身柄拘束事件への拡大、権利としての付添人保障へ前進させることを強く求めるものです。しかしながら、検察官関与導入を始めとした2000年改定以降、我が国少年法は、国連子どもの権利委員会からも、子どもの権利条約の原則及び規定と適合しないと、度重なる厳しい指摘を受けるようになりました。</p> <p>本法案は、これまで殺人、強盗など重大事件に限定していた少年審判への検察官関与を窃盗、傷害などにも広げ、身柄拘束された少年の八割にまで対象事件を拡大することになります。にもかかわらず、法案には裁判官の裁量的判断以外、限定的運用の保障はなく、これまでの運用を超えて広く検察官関与が行われる危険性は拭えません。少年法の保護主義の理念を壊しかねないものです。〔M 8・M 10拍手。〕</p> <p>少年の不定期刑や緩和刑の上限引上げは、少年の可塑性、情操の保護の必要性などに鑑みた不定期刑の理念を損ない、厳罰化を強めるものです。それは、少年の改善更生、社会復帰をますます困難にすることが懸念されます。</p> <p>厳罰化ではなく、2000年改定以降の運用実態を徹底して検証し、国際基準にのっとった少年司法の実現を強く求めて、反対討論を終わります。</p> <p>〔M 8・M 10拍手。〕 〔M 9、退席。〕</p>
<p>採 決</p>	<p>委員長</p>	<p>他にご発言もないようですから、これにて討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。少年法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙</p>

		手を求めます。 ----- 〔M1～M7、挙手。〕 〔M8～M10、「反対」と呼ぶ。〕
	委員長	多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 ----- 〔M1～M7、拍手。〕 〔大臣、副大臣、政務官起立し、委員席へ一礼する。〕
附帯決議	委員長	この際、〔M5〕君から、発言を求められておりますので、これを許します。 ----- 〔M5、発言者席へ座り、挙手して「委員長」と呼ぶ。〕
	委員 (M5)	〔M5〕君。 私は、ただいま可決されました少年法の一部を改正する法律案に対し、自由立憲党、民主国民党、社会労働党の共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。 少年法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案） 政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。 一 少年審判において付添人が果たす役割の重要性及び児童の権利に関する条約の趣旨に鑑み、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲の拡大に適切に対応するため、刑事裁判と異なる少年審判の特質を理解した弁護士が国選付添人に選任されるよう同制度の趣旨について司法関係者に周知徹底を図り、適正な運用が行われるよう留意すること。また、同制度の対象事件の範囲については、少年鑑別所送致の観護措置がとられた虞犯少年への適用を含め、引き続き検討を行うこと。 二 検察官関与制度の趣旨が事実認定手続の適正化にあることに鑑み、改正後の同制度が少年法の理念にのっとって適正に運用されるよう、十分配慮すること。また、少年審判に関与させる検察官について、少年の心理及び審判の特質に関する理解を深めさせること。 三 少年に対する刑事処分に関する規定の見直しの目的は、言い渡す刑を一律に引き上げるのではなく、少年法の理念の下でより適切な科刑を可能とすることであることについて、周知徹底を図ること。 四 平成20年の少年法改正後の諸制度の施行状況をも踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るための施策について引き続き検討を行うこと。 右決議する。 以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。 ----- 〔M5、退席〕
	委員長	ただいま〔M5〕君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。 ----- 〔M1～M10、挙手〕
	委員長	全会一致と認めます。よって、〔M5〕君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。 ただいまの決議に対し、〔G1（姓のみ）〕法務大臣から発言を求め

		<p>られておりますので、この際、これを許します。</p> <p>-----</p> <p>〔G 1、「委員長」と呼び、挙手する。〕</p> <p>〔委員長、「〔G 1（姓のみ） 〕 法務大臣」と呼ぶ。〕</p>
	法務大臣 (G 1)	<p>ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。また、最高裁判所に係る附帯決議につきましては、最高裁判所にその趣旨を伝えたいと存じます。</p>
審査報告書 作成に関する件	委員長	<p>なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。</p> <p>-----</p> <p>〔M 1～M 1 0、「異議なし」と呼ぶ。〕</p>
散 会	委員長	<p>御異議ないと認め、さよう決定いたします。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。</p>

参議院本会議（模擬本会議）

【役 割】議長、委員長（CC）・法務大臣（G1）（※合計3名（発言者は2名））

【議 案】少年法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

事 項	発言者	内 容
開 議	議長	〔G1は、あらかじめ壇上に着席。〕 〔議長登壇、全員拍手。〕 〔議長、一礼して着席。〕
		これより会議を開きます。 日程第一、少年法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長〔CC 〕君。
		〔委員長、登壇。〕 〔議長・G1以外全員拍手。〕 〔委員長、一礼。〕
委員長報告	委員長	ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。 本法律案は、少年審判手続のより一層の適正化を図るため、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を拡大するほか、少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、少年に対する不定期刑の長期と短期の上限の引上げ等の措置を講じようとするものであります。 委員会におきましては、少年に対する刑を緩和している理由、少年審判における付添人の役割と再犯防止の効果、検察官関与制度の趣旨と対象事件の範囲を拡大する理由、検察官関与に関する裁判官の裁量判断の適正性確保、少年に対する刑が全体的に重罰化するとの懸念等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。 質疑を終局し、討論に入りましたところ、社会労働党を代表して〔M9〕委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。 討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。 以上、御報告申し上げます。
		〔委員長、一礼。〕 〔議長・G1以外全員拍手。〕 〔委員長降壇。〕
採 決	議長	これより採決をいたします。 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
		〔投票開始〕 ※投票は事前に実施しておく。
投票終了	議長	間もなく投票を終了いたします。

		――これにて投票を終了いたします。
		【投票終了】
投票結果	議長	投票の結果を報告いたします。 投票総数 ○○○○ 賛成 ○○○○ 反対 ○○○○ よって、本案は可決（否決）されました。
		※ 可否同数の場合の発言 可否同数であります。可否同数のときは、憲法第五十六条第二項の規定により、議長が決することになっております。議長は可と決します。よって、本案は可決されました。
		【賛成者拍手】 〔G 1、起立して一礼。〕
散 会	議長	本日はこれにて散会いたします。
		【議長、一礼して降壇。】 〔G 1 以外全員拍手。〕